

# 身体拘束適正化指針

ハートフルデイ株式会社 令和4年12月施行

## 身体拘束適正化に関する基本的な考え方

- (1) 身体拘束は廃止すべきものである。
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する。
- (3) 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行わない。
- (4) 身体拘束を許容する考え方はしない。
- (5) 利用者の人権を最優先にする。
- (6) 身体拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じる。
- (7) やむを得ない場合、利用者、家族に丁寧に説明を行って、身体拘束を行う。
- (8) 身体拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠らず、常に「身体拘束ゼロ」を目指す。

## 身体拘束適正化のための指針

### I 理念

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。当施設では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努めます。

#### (1) 身体拘束廃止の基準

サービス提供にあたっては、当該利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止します。

#### (2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

- ①切迫性 : 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
  - ②非代替性 : 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する補助方法がない事。
  - ③一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。
- ・身体拘束を行う場合には、以上の三つの要件を満たすことが必要です。

### II 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合について、利用者等に説明を行い、身体拘束適正化検討委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ行います。また身体拘束を行った場合は、その状況について記録をしていきます。

#### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある療育活動に努める。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 利用者の思いを汲み取ったサービスを提供し、丁寧な対応をする。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行わない。  
万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、身体拘束適正化検討委員会において検討する。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら療育活動を提供する。

### Ⅲ 身体拘束廃止に向けた体制

#### (1) 身体拘束適正化検討委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて「身体拘束適正化検討委員会」を設置します。

#### ① 設置目的

- ・ 事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・ 虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ・ 身体拘束ゼロを目指して、利用者に身体拘束をすることがないよう、安全な環境を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施

#### ② 身体拘束廃止委員会の構成員

- 1) 管理者・副管理者
- 2) チューター

#### ③ 委員会の開催

- ・ 1年に2回以上開催をする。
- ・ 必要時には随時開催をする。

### Ⅳ 委員会における各職種の役割

#### 管理者・副管理者

- 1) 身体拘束における諸課題の最高責任者並びに身体拘束廃止委員会の総括管理
- 2) 現場における諸課題の総括管理
- 3) 身体拘束廃止に向けての職員教育
- 4) 家族との連絡調整

#### チューター

- 1) 記録の整備
- 2) その他の職員に下記内容を周知する
  - 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
  - 2) 利用者の尊厳を理解する
  - 3) 利用者の障害等による行動特徴の理解

- 4) 利用者個々の心身の状態を把握して療育に努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- 6) 記録は正確にかつ丁寧に記録する

## V 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### ① 検討会議の実施

- ・緊急やむを得ない状況で身体拘束を行った場合、必要に応じて身体拘束適正化委員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素のすべてをみたとしているかどうかについて検討、確認します。
- ・要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、時間等について検討し記録する。
- ・廃止に向けた取り組み改善を、委員会内で検討し実施に努めます。

### ② 利用者本人や家族に対する説明

- ・契約書類、個別支援計画に記載をし、口頭による説明も行っていきます。

### ③ 記録と再検討

- ・法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の廃止に向けて、拘束の必要性や方法を検討する。その記録は2年間保存、行政担当の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

## VI 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

療育に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重した療育の励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修、年2回の実施。
- ② 新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施

## VII

その他の身体拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、施設サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に話し合い共有認識を持ち、拘束をなくしていくような取り組みが必要です。

- ・マンパワー不足を理由に、安易に身体拘束をしていないか
- ・特性があるということで、安易に拘束をしていないか
- ・転倒しやすく、転倒すれば大怪我をするという先入観だけで安易に拘束をしていないか
- ・サービス提供の中で、本当に緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を必要と判断しているか。他の施策、手段はないのか